

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 9 月 4 日（火）第3448号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規

## 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（※）

（社会福祉課取扱い） 1

## 規

## 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第33号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1(1)イ中「学校」を「原則として、学校」に、「の利用を原則とするが」を「を利用する。ただし」に、「又は天幕を設営して」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法により」に改め、同表の1(1)ウを次のように改める。

ウ 「避難所」設置のための支出費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。

別表第1の1(1)中エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 「福祉避難所」（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて「避難所」での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「避難所」をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することがある。

オ 「避難所」での生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがある。

別表第1の1(2)を次のように改める。

## (2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、新たに建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他適切な方法により供与する。

## ア 建設型仮設住宅

(ア) 「建設型仮設住宅」（新たに建設し供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することがある。

(イ) 「建設型仮設住宅」の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のための支出費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、5,610,000円以内とする。

(ウ) 「建設型仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置し

た場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがあり、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することがある。

- (㉔) 「福祉仮設住宅」（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を「建設型仮設住宅」として設置することがある。
- (㉕) 「建設型仮設住宅」は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (㉖) 「建設型仮設住宅」の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限までとする。
- (㉗) 「建設型仮設住宅」の供与終了に伴う「建設型仮設住宅」の解体撤去及び土地の原状回復のための支出費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

- (㉘) 「借上型仮設住宅」（民間賃貸住宅を借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。）の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのための支出費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。
- (㉙) 「借上型仮設住宅」は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (㉚) 「借上型仮設住宅」の供与期間は、供与の日から2年以内とする。

別表第1の2(1)ア中「住家に被害を受けて」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に」に改め、「及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者」を削り、同表の2(1)ウ中「1,110円」を「1,140円」に改め、同表の2(1)エただし書を削り、同表の2(2)イ中「及び浄水」を「又は浄水」に、「及び資材」を「又は資材」に改め、同表の3(1)中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「喪失し、又は損傷し」を「喪失又は損傷等により使用することができず」に改め、同表の3(3)中「の範囲内」を「以内」に、「なお」を「この場合において」に改め、同表の3(3)アの表中

円	円	円	円	円	円
18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

を

円	円	円	円	円	円
18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200

に改め、別表第

1の3(3)イの表中

円	円	円	円
8,100	12,100	14,700	18,600
12,700	18,000	21,400	27,000

を

円	円	円	円
8,100	12,200	14,800	18,700
12,800	18,100	21,500	27,100

に改め、別表第1の3(4)中「しなければならない」

を「するものとする」に改め、同表の4(1)ア中「みち」を「途」に改め、同表の4(1)イ中「やむを得ない場合においては」を「やむを得ない場合は」に、「ことの」を「ことが」に改め、同表の4(1)エ中「及び破損」を「破損」に、「場合は、」を「場合は」に改め、同表の4(2)

ア中「みち」を「途」に改め、同表の6(1)中「又は災害のため」を「又は」に改め、同表の6(2)中「最少限度」を「最小限度」に、「576,000円」を「584,000円」に改め、同表の6(3)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の7(1)中「流出して」を「流出し、」に改め、同表の7(2)中「資金」の次に「の貸与」を加え、「資材等」を「資材」に、「貸与する」を「行う」に改め、同表の7(3)中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表の7(3)ア中「当たり 30,000円」を「当たり30,000円」に改め、同表の7(3)イ中「当たり 15,000円」を「当たり15,000円」に改め、同表の7(5)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の8(1)中「により学用品を喪失し、又は損傷し」を「による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず」に改め、「、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて」を削り、同表の8(1)アからウまでを削り、同表の8(3)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の8(3)を同表の8(4)とし、同表の8(2)中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の8(2)ア(㍿)及び(イ)中「使用している」を「使用する」に改め、同表の8(2)イ(㍿)中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の8(2)イ(イ)中「4,600円」を「4,700円」に改め、同表の8(2)イ(ウ)中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の8(2)を同表の8(3)とし、同表の8(1)の次に次のように加える。

(2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

別表第1の9(2)中「、埋葬又は火葬を実際に実施する者に対して」を削り、「次に掲げる現物を支給する」を「、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う」に改め、同表の9(2)イ中「に要する物品」を削り、同表の9(3)中「210,400円」を「211,300円」に、「168,300円」を「168,900円」に改め、同表の9(4)及び10(3)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の11(4)イ中「また」を「この場合において」に、「場合は、」を「ときは、」に改め、同表の11(4)ウ中「検案」の次に「をすること」を加え、同表の11(5)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の12(2)中「1世帯当たり134,800円」を「市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均が135,400円」に改め、同表の12(3)中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同表の13(1)中「の輸送及び賃金職員等雇上のための支出費用」を「に支出する輸送費及び賃金職員等雇上費」に改め、同表の13(1)ア中「避難」の次に「に係る支援」を加え、同表の13(2)中「支出できる」を「に支出する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。